土木工事特記仕様書（令和 8 年 10 月 1 日以降適用）

第１条　市道中林幹線道路工事は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」「徳島県土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項）

第２条　土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は、次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第３条　「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に対する補足事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24　建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1　適用

1.適用工事

徳島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、阿南市が発注する河川工事、河川海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、港湾海岸工事、漁港、漁場及び漁港海岸工事、公園緑地工事、下水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11　工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13　施工体制台帳及び施工体系図

4.運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1.選任通知

①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の 工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認

できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1.選任通知

（４）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

②監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

4.低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項（1）を準用するものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

5.監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようと する場合は、第 1 項（1）を準用するものとする。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57　しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第２号）または標板（様式第３号）に記すことができる。

対象工事(構造物)：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門(樋管)、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（阿南市公共工事標準請負契約約款に対する補足事項）

第４条　「阿南市公共工事標準請負契約約款　令和 8 年 10 月 1 日改正」（以下、「約款」という。）に対する補足事項は、次のとおりとする。

（請負代金内訳書の提出）

約款第３条第２項の請負代金内訳書の提出については、当該工事入札時点に受注者が提出した工事費内訳書から変更がある場合、提出すること。

変更がない場合、工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うものとする。

（工事検査及び技術検査）

第５条　次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員等が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3 千万未満	－	1 回
3 千万以上 5 千万円未満	－	2 回
5 千万円以上 1 億円未満	1 回	2 回
1 億円以上	2 回	3 回

低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事を言う。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事を言う。

２　中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。

３　中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

４　基礎杭工事を含める工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。

５　建設工事等において、足場が撤去され、しゅん工検査時に工事検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当該請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。

（本工事の特記仕様事項）

第６条　本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1.総括打合せ

受注者は、工事実施に先立ち、工事に関する総括打合せを発注者と行うものとする。

2.工事工程

受注者は、毎月末の進捗状況をその翌月 10 日までに監督員に報告するものとする。

3.交通誘導警備員

本工事においては交通誘導警備員を計上していないが、施工前に安全対策の協議を監督員と行い、必要に応じて変更するものとする。

4.通行規制等

本工事の通行規制に関しては、工事施工前に監督員と受注者において協議を行い、規制形態の最終判断については原則所轄警察署の「道路使用許可」によるものとする。

工事施工については通行規制の手続き完了後から施工を行うものとする。

現場の通行規制形態が全面通行止又は車両通行止として道路使用許可を得た場合、規制開始の 1 週間以上前より、通行者及び通行車両に対する事前周知として、施工箇所周辺に案内看板を設置する等の措置を行うこと。また、規制開始時及び規制解除時には関係機関に連絡すること。

現場の規制形態が全面通行止又は車両通行止の場合、施工に伴う間接工事費の負担増となる事項が想定されないため、地域補正（一般交通影響有①及び②）は適用しないものとする。

ただし、地元調整等により、監督員・受注者双方で協議した規制内容の変更が生じた場合は、地域補正（一般交通影響）の適用について協議すること。

5.建設副産物の適正処理

建設副産物の搬出にあたっては、その適正な処理を確認するために、追跡調査を実施する場合がある。

6.建設発生土の搬出について

本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出を予定しており、10t ダンプトラック以下の車両により行うものとする。

搬 出 先：株式会社ヒロックス　太龍鉱山建設残土処理場

運搬箇所：阿南市加茂町黒河 22-10

受入区分：普通土　1t 当りの処分料金 1,000 円（消費税を含まない）

受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処分が可能であるか確認すること。

また、他事業との調整により工事間流用が可能となる場合、搬出先を変更する場合がある。その他、適切な処理が可能で他の受入場所がある場合は、監督員と協議のうえ、変更することができる。

なお、建設発生土については、積算基準に基づき単位体積重量 1.8t/m3 とし、「処分費等」として取り扱うため、間接工事費等の算出に留意すること。

7.安全対策

受注者は現場条件、構造物の構造及び施工方法等を考慮し、足場工等の安全対策を実施するものとする。

8.支障構造物

本工事の施工に際して、近接する構造物や埋設物（横断水路等）に影響しないよう慎重に行うこと。

また、施工中に管理者不明の地下埋設物等を発見した場合には、速やかに監督員へ連絡すること。

9.耕作地等の復旧

工事用地等で使用した耕作地等の使用後の埋め戻しは特に丁寧に施工するものとし、転石の除去、不陸の整正等を行い、後日地権者との問題が起きないよう復旧するものとする。また、復旧後は地権者の了承を得てから引き上げること。

10.天災対策

地震発生等の天災に備えて、特に人命の安全確保を最優先したうえで、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

11.その他

その他、必要と認められるものについては、その都度監督員と協議するものとする。